

那覇港大型客船入出港要領（仮称）作成業務 特記仕様書

1. 業務概要

本業務は、急増するクルーズ船の寄港需要や大型化への対応とともに、在来船舶の航行安全や定時運航等に資する円滑かつ合理的な運航調整法等のルールづくりを行うため、「那覇港大型客船入出港要領（仮称）」（以下「入出港要領」という。）を作成するものである。

2. 履行期間

契約締結の日から平成31年2月28日までとする。

なお、主要業務の工程表（案）は、添付資料1のとおりとする。

3. 業務内容

(1) 入出港要領作成

① 計画準備

本業務履行にあたっての目的及び内容を把握し、業務遂行に必要な事項を整理する。

② 基礎資料の収集整理

既存資料や既往の検討成果、関係者意見、他県等における事例をもとに、業務の目的を達成するために必要な事項について整理・収集し、取りまとめる。

③ 入出港要領の検討

平成23年度に作成した「那覇港旅客船入出港要領（仮称）」をもとに、既往の検討成果や最新の知見等を取り入れつつ、次の(2)で示す技術的事項の検討結果や④の利用調整会議での議論等も踏まえ、那覇港における円滑かつ合理的な運航調整法等のルールとなるよう取りまとめる。

④ 利用調整会議資料の作成・運営

本業務の遂行にあたっては、利用調整会議を設置した上で入出港要領の取りまとめに向けて検討・審議することとしており、利用調整会議資料作成、利用調整会議運営、利用調整会議議事録作成を行う。

利用調整会議の構成については、那覇港利用促進協議会の航行安全部会における部会委員を基本とする海事関係者、関係行政機関等で構成するものとする。

利用調整会議は、那覇港管理組合議場にて開催するものとし、開催数は3回を想定している。

(2) 入出港要領作成にあたっての技術的事項の検討

① 新たな入出港経路の確認（対象岸壁：新港9号岸壁）

唐口以外の航路の有効利用に向けて、ビジュアル型操船シミュレーター実験による入出港経路の確認を行う。（1船型（15万GT級客船を想定）、4ケース程度）

実験結果の評価は、制御量（舵角や主機回転数等）に対する航行状況（航跡）との関係及び操船者及び立会人の具体的な評価（コメント）等に基づいて総合的に実施する。

②大型客船係留検討（対象岸壁：新港9号岸壁ドルフィン使用時）

新港9号岸壁ドルフィン使用による係留計画（左舷付け・右舷付け）を検討し、接岸速度、係留許容風速等の必要な航行安全対策を検討し、影響回避の条件、方策を取りまとめる。

③離島定期航路の航行への影響検討（対象：新港9号岸壁使用客船）

新港9号岸壁を使用する客船の入出港及び回頭が離島定期航路の航行に与える影響を検討する。

④係留施設適正規格検討（対象岸壁：泊8号岸壁）

平成29年度の航行安全対策調査専門委員会で検討した3船型のうち、接岸エネルギー及び係留力が最大の船型について、「港湾施設の技術上の基準・同解説」に則した接岸速度（10～15cm/s）に対応する防舷材規格（吸収エネルギー）を検討するとともに、係船柱の最適配置計画や必要規格を検討する。

(3)報告書作成

利用調整会議の検討・審議を踏まえて、利用調整会議報告書及び業務報告書を作成する。

(4)協議・報告

協議・報告の回数は、事前協議、中間報告2回、最終報告の計4回とする。

4. 共通仕様書の適用

本業務は、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務仕様書」、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」等の関係仕様書に基づき実施しなければならない。

5. 適用について

本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

6. 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて

本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

7. 管理技術者の直接的雇用関係について

- (1)管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
- (2)「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、契約時に提出するものとする。

8. 配置技術者の確認について

- (1) 受注者は、業務計画書（土木設計業務等共通仕様書共通編第1112条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- (3) 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- (4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

9. 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

本契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ那霸港管理組合が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50 %を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による那霸港管理組合の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるとときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

10. 成果物の提出について

本業務の成果品として提出するものは次のとおりとする。

- (1)電子納品 (CD-R) 1式
- (2)業務報告書 2部 (A4版、金文字)
- (3)那覇港大型客船入出港要領 50部 (A4版、くるみ綴じ印刷製本)
- (4)その他 (監督職員が指示するもの)

業務工程表(案)

委託数量明細書

那覇港大型客船入出港要領(仮称)作成業務

項目	区分	種別	細別	規格	単位	数量	備考
入手港要領作成業務							
直接人件費					式	1	
(1)入出港要領作成					式	1	
①計画準備					式	1	
②基礎資料の収集整理					式	1	
③入出港要領の検討					式	1	
④利用調整会議資料の作成					式	1	
⑤利用調整会議の運営					式	1	
(2)入出港要領作成にあたっての技術的事項の検討					式	1	
①新たな入出港経路の確認(新港9号岸壁)					式	1	
②大型客船係留検討(新港9号ドルフィン使用時)					式	1	
③離島定期航路の航行への影響検討							
④係留施設規格検討(泊8号岸壁)					式	1	
(3)報告書作成					式	1	
(4)協議・報告					式	1	
直接経費					式	1	
事務用品費					式	1	
利用調整会議経費(謝金)					式	1	
業務成果品費(入出港要領)					式	1	
業務成果品費(業務報告書)					式	1	
電算機使用経費					式	1	
直接原価					式	1	
その他原価					式	1	
業務原価					式	1	
一般管理費等					式	1	
業務価格					式	1	
消費税等相当額					式	1	
業務委託料					式	1	

(別紙)旅費交通費、利用調整会議経費(謝金) 計上内訳

●利用調整会議(沖縄・那覇) 1回あたり (全3回予定)

委員	人数	出	着	交通費(往復)		宿泊費	日当	謝金
				鉄・バ	航空			
行政委員	1	那覇	那覇					
行政委員	1	那覇	那覇					
行政委員	1	那覇	那覇					
行政委員	1	那覇	那覇					
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
民間委員	1	那覇	那覇					○
事務局担当技術者			那覇					

●ビジュアル操船シミュレータ検証実験 1回あたり (全1回予定)

委員	人数	出	着	交通費(往復)		宿泊費	日当	謝金
				鉄・バ	航空			
立会人		那覇						
事務局担当技術者								

●協議・報告(沖縄・那覇) 1回あたり (全4回予定)

委員	人数	出	着	交通費(往復)		宿泊費	日当	謝金
				鉄・バ	航空			
担当技術者			那覇					

※利用調整会議に関する事務局担当技術者、ビジュアル操船シミュレータ検証実験に関する立会人及び事務局担当技術者、協議・報告に関する担当技術者の旅費交通費については、当初設計では計上せず、受注者の本・支店の立地条件等を踏まえて、設計変更協議の対象とする。

※謝金については、民間委員のみ計上する。